

(様式 1-3)

福島県(田村市) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和7年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	38	事業名	移住者の多様なニーズに対応する就労先の創出事業		事業番号	(7)-49-5
交付団体		田村市	事業実施主体(直接/間接)		田村市(直接)	
総交付対象事業費		(67,005千円) 91,655(千円)	全体事業費		(67,005千円) 91,655(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本市は、避難解除から間もなく11年を迎えようとしている。避難民の帰還率は20キロ圏内で約86%、30キロ圏内で約96%に達し、帰還については、一定の成果が見えている。 その一方で、震災前の2010年と震災後の2023年の福島県現住人口調査の本市の結果を比較すると、総人口は40,422人から33,100人に減少し、15歳以下の年少人口の構成比は12.6%から9.7%、生産年齢人口は58.4%から51.6%、老年人口は28.9%から38.6%へと推移しており、人口減少・少子高齢化がさらに加速している。これらの背景を踏まえ、特に子育て世帯の移住者の獲得が急務である。 移住検討者からの相談の多くは、住まいに関する相談と、移住後の仕事に関する相談であり、特に子育て世帯を含む現役世代と呼ばれる20歳から60歳までの検討者は、仕事探しができなければ、移住を決意することができない場合がほとんどである。 また、移住検討者の多くは首都圏に在住していることから、移住検討時点での首都圏での給与水準と、移住後の給与水準で、一定の溝が発生することが多くあり、条件面の調整もサポートを行ううえでは重要になってくる。 これらの理由から、子育て世帯を含む、現役世代の移住を促進するうえでは、移住検討者の仕事探しや、雇用条件の調整を支援することが極めて重要であると考えている。本事業を通じて、移住を妨げる雇用・就労の壁を解消し、働き盛りの現役世代や本市の未来を支える子育て世帯の獲得を目指す。						
事業概要						
【事業全体の概要】						
●移住検討者(求職者)向けのマッチング支援						
田村市を含むハローワーク郡山管内(管轄エリア(本市以外)):郡山市・三春町・小野町)の有効求人倍率は2021年10月時点で1.50倍、2022年同月で、1.89倍、2023年同月で1.74倍と1倍を大きく超える数値であり、福島県内の平均倍率を大幅に上回る状況になっている。倍率を引き上げている背景には、郡山市が含まれていることが大きい。通勤可能圏内に多様な求人があることは間違いなく、この求人を移住検討者に向けて訴求していくことが重要である。Webを活用した情報発信を進め、興味関心を示した人たちに対して、個別のキャリア相談を行い、移住検討者(求職者)を支援する。						
●採用側(市内事業者等)に対する支援						
市内事業者などの採用側に対しても、移住者を採用することも視野に入れた情報発信、求人条件の見直しなどのコンサルティングを行うことで、より魅力的な求人条件に磨き上げていく支援も行い、都市部の求人との条件面の格差の是正や、求職者が求めている情報の発信につなげていく。						
●移住検討者及び採用側双方に対する伴走支援						
職業紹介免許を有する実績ある事業者が本事業を推進することで、求職者、採用側の事業者双方を支援して、ミスマッチの防止や、細々とした採用条件面の調整、入職前後のフォローアップを行い、移住から定住への移行を職業支援の面から推進する。						
●新たな職業の選択肢を増やすための企業進出支援						
求人数は水準以上にある一方で、都市部の多様な求人と比較すると業界や業種の選択肢が少ない傾向にあるため、本市への進出を検討する新たな事業者の進出支援を行い、求人数や選択肢増につなげたいと考えて						

いる。本市が行う一般施策（企業誘致活動）により、本市への進出を検討している事業者や進出を決定した事業者に対して、移住を検討している求職者への採用情報の発信や、マッチング支援を実施する。

●事業間連携

東京リクルートセンターや田村サポートセンターをはじめとする他の移住事業とも連携を図り、職業に関する相談以外も含めた包括的な移住支援を行う。

※田村サポートセンターとの業務分担、切り分けの必要性

・職業紹介許可の必要性

職業紹介事業を行う場合には、職業安定法で定められる許可が必要である。「求人及び求職の申込を受けて求人者と求職者の間に介在し、両者間の雇用関係の成立のために便宜をはかり、その成立を容易ならしめる行為」を行う場合には職業紹介の許可が必要となることから、職務経歴書の記載に関する指導やサポートや、求人企業の募集要項等を提示して応募を勧める行為は、許可を有する事業者でなければ実施できない。地元まちづくり法人は、職業紹介に関する許可を有しておらず、個別の伴走サポートを行うことができないため、専門事業者によるサポートが必要となる。

・業務責任範囲の明確化

許可制度により運営されている職業紹介事業においては、同一事業の中で一体的な運営を行うことになると、どちらの責任で業務が運営されているのかの切り分けが困難になることから、事業上の責任を明確にする観点から、現状業務を分けている。

●令和４年度及び５年度の実績

【令和４年度】相談者数 43 人、伴走支援 22 人、マッチング 5 人

【令和５年度】相談者数 109 人、伴走支援 19 人、マッチング 10 人

【取組内容】

- ・移住検討者（求職者）に対するキャリア相談対応を含めた就業活動支援
- ・採用活動を行う事業者との関係構築
- ・採用活動を行う事業者と移住検討者（求職者）のマッチング支援
- ・本市への事業進出を検討する企業に向けた PR 活動および進出サポート
- ・田村市現地職場見学ツアーの企画、運営

※田村市移住・定住促進中期戦略（２０２１年度～２０２５年度）上の位置付け

1. 目指す姿

(1) 産業

イ 第二次産業

- ④産業団地誘致・進出企業等の支援を強化し、新たなものづくりや企業の生産活動に寄与する人材の雇用を創出し、第二次産業の活性化を図る

3. 移住・定住の目標値

○分野別の目標値

イ 第二次産業（２５）

- ④産業団地誘致企業等に就業し、ものづくりや企業の生産力向上に寄与する移住者

4. ターゲット層 (2) 当市が戦略的にアプローチするターゲット層 [ベースターゲット] ・産業団地誘致企業等に就業し、ものづくりや企業の生産性向上に向けて、意識改革等に取り組む人 【5地域資源（4）②イ】
5. 地域資源 ○市の特徴・魅力 (2) 産業 第二次産業では、製造・加工を得意とする二次加工が盛んである。 (4) 地域の魅力とその課題又はさらなる発展の期待 産業 ②二次産業 イ. 「田村市産業団地」、「田村市東部産業団地（令和4年提供開始予定）」等による雇用の受皿が存在する。 ロ. 住居・オフィス・コミュニティスペース等として、活用可能な遊休施設（都路地区含め市内に点在）が存在する。 ハ. ドローンコンソーシアムが設立されており、各種産業等へ有効活用や災害時の対応が期待されている。 ニ. ゆいプリン、ホップジャパンのクラフトビール、福うなぎ等、田村市独自の地場産品が存在する。
6. 取組と実行基盤 (1) 主な取組み No.4 移住者の多様なニーズに対応する就労先の創出事業
当面の事業概要
<令和7年度> ・移住検討者（求職者）に対するキャリア相談対応を含めた就業活動支援 ・採用活動を行う事業者との関係性の継続、強化 ・採用活動を行う事業者と移住検討者（求職者）のマッチング支援 ・本市への事業進出を検討する企業に向けたPR活動および進出サポート ・田村市現地職場見学ツアーの企画、運営
地域の帰還・移住等環境整備との関係
別途実施される東京リクルートセンター運営事業や田村サポートセンター運営事業等の移住・定住促進事業と連携し、市内事業者との関係構築や、求職者と企業のマッチング促進、市内への進出企業の獲得活動を進める。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	